

# 「洪水から守ろうみんなの地域」

町では、水害を警戒・防衛し、洪水による被害を軽減するため毎年水防計画書を作成し、対策を図っています。その上で6月下旬には、行政区長、消防団員等による消防団分団別水防計画書の説明会を行い、不測の事態への対応について話し合いを行っています。

内容については、水防機関として町及び消防団がその任務にあたり、利根川の氾濫注意水位5mに達した時点で消防団が順次出動し、水位7mの時点で全団員が出動します。

さらに増水の恐れがある場合には、主に沿岸行政区長から沿岸行政区の全戸に出勤要請がなされ、増水状況の監視や決壊等災害が発生した場合の復旧作業に当たることになり、あわせて行政区長指揮

## 【水防計画】



のもと住民の皆さんの避難方法や避難場所を示したものが計画の大綱となります。

## 【水害に備えて】

近年、河川改修、治水対策事業の進展に伴い、住民の皆さんの水害に対する警戒意識が薄れつつあるかと思えます。しかし、台風などがもたらす集中豪雨は、各地で大きな被害をもたらしています。被害を最小限に食い止めるには日頃の訓練と防災意識の高揚が必要です。

そのために町消防団では、出水期前に5月19日に開催された利根川水系連合水防演習（会場・熊谷市）の視察や、7月7日には栗橋町外五箇市町水防事務組合主催による水防訓練に参加するなど、災害時の体制に万全を期しています。

これらの趣旨をご理解いただき、日頃から家庭で、水害対策について話し合うことが大切です。

お問い合わせ  
総務課 行政・防災G（内線211）



## 洪水時の避難

避難指示などの種類	町からの呼びかけの内容	町民のとるべき行動
避難準備	町民の皆さん、台風・大雨の影響により「利根川・江戸川」が氾濫する恐れがあります。避難の準備をしてください。避難の準備をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつでも避難できるように、避難の準備をしましょう。</li> <li>役場からの広報「防災無線・広報車等」に注意しましょう。お年寄りや子どもは、早めに避難させましょう。</li> </ul>
避難勧告	町民の皆さん「利根川・江戸川」の堤防が決壊する恐れがあります。避難を始めてください。避難を始めてください。 【避難勧告発令時のサイン】 《サイレン信号》 《警鐘信号》 乱打	<ul style="list-style-type: none"> <li>お互いに助け合って、最寄の避難所に、速やかに避難を始めましょう。</li> <li>自動車による避難はできるだけ避けましょう。</li> </ul>
避難指示	町民の皆さん「利根川・江戸川」の堤防が〇〇地先で決壊する危険があります。直ちに避難してください。直ちに避難してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>最寄の避難所に直ちに避難しましょう。</li> </ul>